

2024年9月30日
株式会社 佐賀共栄銀行

アイザワ証券との会社分割（簡易吸収分割）契約書の締結に関するお知らせ

株式会社佐賀共栄銀行（頭取 二宮 洋二）は、会社分割（吸収分割）により、当行にて取り扱われている公共債および投資信託の窓販業務等、一部の登録金融機関業務に係るお客さまの証券口座に関する権利義務（以下「本事業」という。）をアイザワ証券株式会社（以下「アイザワ証券」という。）へ承継すること（以下「本会社分割」という。）について、本日、吸収分割契約の締結を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本会社分割に関して、監督官庁の許認可、承諾等を要するものについては、当該許認可、承諾等の取得を条件としています。

記

1. 本会社分割の目的

当行とアイザワ証券は、すでに金融商品の売買の媒介等に係る業務委託基本契約を締結し、お互いの目指す姿の実現に向けて、両社協力のもと、お客さまにとって最適なサービスの提供を開始しています。

今般、当行とアイザワ証券は、地域に根差した金融機関としてお客さまの資産背景やニーズに合わせた最適な商品・サービスを幅広く、永続的に地域に提供し続けることを目的として、2024年7月29日にお客さまの証券口座に関する権利義務の承継に係る基本合意書を締結し※¹、2024年9月30日には本会社分割に関する詳細を定めた最終契約書を締結いたしました。

本会社分割により当行における金融商品取引に係る業務のリソースの合理化・効率化を実現するとともに、アイザワ証券の同業務に対する豊富なノウハウや商品ラインアップ等を活用し、地域のお客さまの人生100年時代における資産形成と豊かな生活を支援してまいります。

※¹ 2024年7月29日付開示「アイザワ証券株式会社とお客さまの証券口座に関する権利義務の承継に係る基本合意締結のお知らせ」をご参照ください。

2. 本会社分割の要旨

(1) 本会社分割の日程

取締役会決議日	2024年 9月 30日
分割契約締結日	2024年 9月 30日
効力発生日	2025年 3月 27日 (予定)

(注)本会社分割は、当行では会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当し、アイザワ証券では会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、両社共に株主総会の承認手続きを経ずに行う予定です。

(2) 本会社分割の方式

当行を分割会社とし、アイザワ証券を承継会社とする簡易吸収分割です。

(3) 本会社分割に係る割当ての内容

本会社分割に際して株式の割当て、その他対価の交付はありません。

(4) 本会社分割により増減する資本金等

本会社分割によるアイザワ証券の資本金の増減はありません。

(5) 承継会社が承継する権利義務

アイザワ証券は、吸収分割契約書に基づき本事業に係る資産、負債、権利義務及び契約上の地位を吸収分割契約書に定める範囲において承継します。

なお、アイザワ証券は、当行の本事業に係る固定負債及び簿外債務を一切承継いたしません。

(6) 債務の履行見込み

本会社分割において、アイザワ証券が負担すべき債務については、履行の見込みに問題はないものと判断しております。

3. 分割する事業の内容

本会社分割により分割する事業は、「当行の公共債および投資信託の窓販業務等、一部の登録金融機関業務に係る顧客の証券口座に関する権利義務」であります。

4. 今後の見通し

本会社分割による業績への影響は軽微であります。

以 上

○本件に関する問い合わせ先
総合企画部 金融サービスグループ
(担当：友田・豆田)
TEL：0952-26-0867